

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年12月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200093号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年6月1日から昭和40年6月1日まで

私は、C県内のA事業所に係る複数の小学校で臨時講師として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。C県教育委員会教育長が発行した履歴証明書(写)を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC県教育委員会教育長発行の履歴証明書(写)、D共済組合E支部から提出された履歴書(写)及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A事業所に係る小学校の臨時講師として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、賃金台帳等の資料が残っていないため不明と回答しており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、昭和39年から昭和40年頃の臨時講師に係る社会保険の取扱いに関する資料は保管していない旨回答及び陳述しており、請求期間当時の臨時講師に係る社会保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和39年6月1日から昭和40年6月1日までにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。